

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、Chatwork 株式会社 と称し、英文では Chatwork Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した広告、各種情報提供サービス並びに通信販売に関する業務
2. 情報処理に関する研究、開発事業及びこれらのコンサルティング業務
3. 情報処理機器、情報通信機器に関するシステムの企画・製作・開発及び販売
4. 情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの研究・開発並びに販売
5. ホームページの制作
6. 映像音響ソフトウェアの企画・制作及び販売業務
7. 出版物の企画・制作・販売
8. 著作権、著作隣接権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、譲渡、企画、開発、使用許諾及び管理
9. 通訳及び翻訳並びにこれらのサービスの斡旋
10. 一般労働者派遣事業
11. 広告宣伝に関する企画・立案・制作業務
12. 企業の経営者、管理者、従業員の教育訓練及びコンサルティング
13. 講演会・セミナーの企画・実施
14. 上記各号に附随する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪市 に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億20000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株については、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株券の不発行)

第10条 当社は株券を発行しない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

③ 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、前項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の権限)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提

供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社は、取締役10名以内を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

- ② 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。
③ 取締役会は、その決議によって、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(選任方法)

第23条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第24条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- ② 取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第33条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法329条第3項の規定により、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、会社法423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥機関)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2020年3月26日

これは当社の定款である

Chatwork 株式会社

代表取締役 山本 正喜